

評価項目及び評価点配分

豊中市上下水道局 倉清掃業務の委託契約に係る  
総合評価一般競争入札(簡易型)

令和4年10月3日 豊中市上下水道局

## 豊中市上下水道局総合評価一般競争入札(令和4年10月3日公告)評価項目、評価点の配分

評価項目		評価点		評価内容		評価項目		提出書類		加点方式		施行規則(企画提案内容の担保方法等)				
分類	細分類	範点	個別点	項目	項目	項目	項目	提出書類	提出書類	加点方式	加点方式	施行規則(企画提案内容の担保方法等)				
1	価格評価	250	250	①契約の内容に適合した履行及び公正な取引の実行を確保する観点から、低入札基準価格と同様に入札を行った者の価格評価点は、最高点(250点)とする。	②予定価格を超過する金額で入札を行った者は、失格とする。	③低入札基準価格を超過する金額で入札を行った者の価格評価点は、低入札基準価格を以て価格評価点を算出し(未満切捨)(小数点3位未満切捨)して、価格評価点を算出(小数点3位未満切捨)する。	④低入札基準価格で入札されを行つた者の価格評価点は、当該入札基準価格で入札されを行つた者の価格評価点を算出し(小数点3位未満切捨)して、価格評価点を算出(小数点3位未満切捨)し、15点を差し引き、価格評価点とする。	左記の評価内容の詳細による。	①過去1年間(令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施した研修の研究実施報告書(様式1))に基づく実施状況及び研修内容を総合的に評価する。 ②契約期間中の適正な履行を確保するための研修計画の有無及び研修内容を評価する。	①研修実施報告書(様式1) ②研修実施計画書(様式2-1)	①過去1年間(令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施した研修の研究実施報告書(様式1))に基づく実施状況及び研修内容を総合的に評価する。	①過去1年間(令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施した研修が完了した建物清掃業務を含む業務委託契約の実績)に基づく評価する。	①過去3年間の建物清掃業務を含む業務委託契約の実績を評価する。	①各事業者ごとの仕様及び業務実施計画書に基づき、「配置する定員業務責任者等の資格・経験」、「業務従事者配置計画書」により確認を行う。	①各事業者ごとの仕様及び業務実施計画書に基づき、「配置する定員業務責任者等の資格・経験」、「業務従事者配置計画書」により確認を行う。	
1	研修体制	30	30	①研修制度等の設置	①過去における業務実績	①過去における業務実績	①過去における業務実績	①「業務実施体制図」(任意様式) ②「苦情処理要領(マニュアル等)」(任意様式) ③「業務実施計画表」(任意様式) ④「配置する定員業務責任者等の資格・経験」(様式3) ⑤「業務従事者配置計画書」(任意様式)	①「業務実施体制図」(任意様式) ②「苦情処理要領(マニュアル等)」の有無及び内容く5点>と示すことを評価する。	①「業務実施体制図」(任意様式) ②「苦情処理要領(マニュアル等)」の有無及び内容く5点>と示すことを評価する。	①「苦情処理要領(マニュアル等)」(任意様式) ②「苦情処理要領(マニュアル等)」の有無及び内容く5点>と示すことを評価する。	①「苦情処理要領(マニュアル等)」(任意様式) ②「苦情処理要領(マニュアル等)」の有無及び内容く5点>と示すことを評価する。	①「苦情処理要領(マニュアル等)」(任意様式) ②「苦情処理要領(マニュアル等)」の有無及び内容く5点>と示すことを評価する。	①「苦情処理要領(マニュアル等)」(任意様式) ②「苦情処理要領(マニュアル等)」の有無及び内容く5点>と示すことを評価する。		
2	業務実施体制評価	10	10	①過去における業務実績	①過去における業務実績	①過去における業務実績	①過去における業務実績	①「業務実施体制図」(任意様式) ②「苦情処理要領(マニュアル等)」(任意様式) ③「業務実施計画表」(任意様式) ④「配置する定員業務責任者等の資格・経験」(様式3) ⑤「業務従事者配置計画書」(任意様式)	①当該施設の仕様に基づく清掃業務に係る業務実施計画書を作成し、それらの仕業計画及び業務実施計画書等に必要な業務実施計画書等を提出するための業務実施体制評価する。	①既に雇用されている従業員(大企業で評価対象となつた新規雇用実習生以外の者をいふ。以下同じ。)に対する継続雇用に対する継続雇用促進に関する提案を評価する。	①既に雇用されている従業員(大企業で評価対象となつた新規雇用実習生以外の者をいふ。以下同じ。)に対する継続雇用促進に関する提案を評価する。	①既に雇用されている従業員(大企業で評価対象となつた新規雇用実習生以外の者をいふ。以下同じ。)に対する継続雇用促進に関する提案を評価する。	①既に雇用されている従業員(大企業で評価対象となつた新規雇用実習生以外の者をいふ。以下同じ。)に対する継続雇用促進に関する提案を評価する。	①既に雇用されている従業員(大企業で評価対象となつた新規雇用実習生以外の者をいふ。以下同じ。)に対する継続雇用促進に関する提案を評価する。	①既に雇用されている従業員(大企業で評価対象となつた新規雇用実習生以外の者をいふ。以下同じ。)に対する継続雇用促進に関する提案を評価する。	①既に雇用されている従業員(大企業で評価対象となつた新規雇用実習生以外の者をいふ。以下同じ。)に対する継続雇用促進に関する提案を評価する。
2	業務実施体制評価	110	110	③履行体制	①既に雇用する従業員に対する継続雇用	①既に雇用する従業員に対する継続雇用	①既に雇用する従業員に対する継続雇用	①「自主検査体制規定等」(任意様式) ②「木業務における自主検査計画書」(任意様式)	②「苦情処理要領(マニュアル等)」の有無及び内容く5点>と示すことを評価する。	①既に雇用する従業員に対する継続雇用の意味を説明する。 ②「既に雇用する従業員に対する継続雇用促進に関する提案書」(様式4)を参照のこと。	①既に雇用する従業員に対する継続雇用の意味を説明する。 ②「既に雇用する従業員に対する継続雇用促進に関する提案書」(様式4)を参照のこと。	①既に雇用する従業員に対する継続雇用の意味を説明する。 ②「既に雇用する従業員に対する継続雇用促進に関する提案書」(様式4)を参照のこと。	①既に雇用する従業員に対する継続雇用の意味を説明する。 ②「既に雇用する従業員に対する継続雇用促進に関する提案書」(様式4)を参照のこと。	①既に雇用する従業員に対する継続雇用の意味を説明する。 ②「既に雇用する従業員に対する継続雇用促進に関する提案書」(様式4)を参照のこと。	①既に雇用する従業員に対する継続雇用の意味を説明する。 ②「既に雇用する従業員に対する継続雇用促進に関する提案書」(様式4)を参照のこと。	①既に雇用する従業員に対する継続雇用の意味を説明する。 ②「既に雇用する従業員に対する継続雇用促進に関する提案書」(様式4)を参照のこと。
4	品質保証への取組	30	30	②自主検査体制	②当該業務における自主検査計画を評価する。	②当該業務における自主検査計画を評価する。	②当該業務における自主検査計画を評価する。	①「木業務における自主検査計画書」(任意様式)	①自主検査体制の規定は社株書に規定されたものと見做す。	②自主検査計画に關する企画提案の内容は社株書に規定されたものと見做す。	②当該業務における自主検査計画を評価する。	①自主検査体制の規定は社株書に規定されたものと見做す。	②当該業務における自主検査計画を評価する。	①自主検査体制の規定は社株書に規定されたものと見做す。	②当該業務における自主検査計画を評価する。	

## 豊中市上下水道局総合評価一般競争入札(令和4年10月3日公告)評価項目、評価点の配分

評価項目	評価点	評価項目	評価点	評価項目	評価点	評価項目	評価点	評価項目	評価点
分類	細分類	個別点	項目	項目	細	提出書類	提出書類	履行確認企画提案内容の担保方法等	
								・障害者に対する就労支援の取組み企画書(様式5)により 確認(必要に応じ市のヒヤリング結果を含め)を行う。 障害者に対する就労支援の取組み内容は、本事務の履行 開始日から6ヶ月以内に市担当課及び市役所と連携 して完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做 す。当該の取組みにおいて、実施後後に参加者名簿等を送や かに届け出なければならない。 ・本事務の履行開始日以降に提案内容の実施に支障が生 じた際は、本市から予定どおり対策内容を満たすよう口頭 により改善勧告を行うものとし、改善が見られない 場合は、契約の解除を行うことがある。	
28	①障害者に対する就労支援事 業への取組み		①職場体験実習等への受け入れ、指定施設等への業務委託注 など、障害者の就労支援の取組みにかかる企画内容に 応じて評価する。	①障害者に対する就労支援の取組み企画書(様式5)	①絶対評価く10点> →職場体験実習等は、5日間以上の期間で2点で評価 →障害者に対する就労支援の取組み内容(職場体験実習)の具体性及び実現性に応じて 評価する。 ②相対評価く2点> →就労支援の取組みの対象を提示し、考え方、事業の内容等を記載す る。 ③相対評価く2点> →就労支援の実施体制(社内体制、外部機関との連携等)について 記載する。 ④相対評価く2点> →就労支援事業の実施体制(社内体制、外部機関との連携等)について評価する。				
30	②就労困難者の新規雇用		①就労困難者の新規雇用予定者(現場就業は問わない) 数報表(様式6-1) ②就労支援機関等との協議報 告書(様式7-1)	①新規雇用予定者数の算出は、1週あたりの労働時間以上(標準時間は切り捨て)とす る。1名(1週あたりの時間を超過する部分の標準時間は切り捨て)とす る。 →1週あたりの労働時間が20時間未満の雇用予定者については、換算 としないが、1週あたりの労働時間が、20時間以上30時間未満の雇 用予定者(以下「短時間労働者」という。)(ここでは、換算各名を30時間に 換算(換算の結果、30時間未満の端数時間は切り捨てる)して人数を算出 する。) →【名も点とする。】 →【本市に居住する就労困難者の雇用予定者については、雇用予定者 1名につき5点とする。また、短時間労働者については、雇用予定者 が居住する複数名の短時間労働者20時間に換算(換算の結果、30時間未満の端数時間は切り捨てる)して4点を加算する。】	①就労困難者の新規雇用予定者 数報表(様式6-1) ②就労支援機関等との協議報 告書(様式7-1)	①新規雇用予定者数の算出は、1週あたりの労働時間以上(標準時間は切り捨て)とす る。1名(1週あたりの時間を超過する部分の標準時間は切り捨て)とす る。 →1週あたりの労働時間が20時間未満の雇用予定者については、換算 としないが、1週あたりの労働時間が、20時間以上30時間未満の雇 用予定者(以下「短時間労働者」という。)(ここでは、換算各名を30時間に 換算(換算の結果、30時間未満の端数時間は切り捨てる)して人数を算出 する。) →【名も点とする。】 →【本市に居住する就労困難者の雇用予定者については、雇用予定者 1名につき5点とする。また、短時間労働者については、雇用予定者 が居住する複数名の短時間労働者20時間に換算(換算の結果、30時間未満の端数時間は切り捨てる)して4点を加算する。】	・就労困難者の新規雇用予定者数(必要に応じ市のヒヤリング結果を含め)を 確認(必要に応じ市のヒヤリング結果を含め)を行う。 ・就労困難者の新規雇用予定者数(必要に応じ市のヒヤリング結果を含め)を 確認(必要に応じ市のヒヤリング結果を含め)を行う。 ・就労困難者の新規雇用予定者数(必要に応じ市のヒヤリング結果を含め)を 確認(必要に応じ市のヒヤリング結果を含め)を行う。 ・就労困難者の新規雇用予定者数(必要に応じ市のヒヤリング結果を含め)を 確認(必要に応じ市のヒヤリング結果を含め)を行う。 ・就労困難者の新規雇用予定者数(必要に応じ市のヒヤリング結果を含め)を 確認(必要に応じ市のヒヤリング結果を含め)を行う。		
3	③就労困難者の新規雇用		①就労困難者の雇用予定者(現場就業は問わない) 数報表(様式6-1) ②就労困難者の就業支援実績報告 書(様式7-2)	①就労困難者の雇用予定者(現場就業は問わない) 数報表(様式6-1) ②就労困難者の就業支援実績報告 書(様式7-2)	①就労困難者の雇用予定者(現場就業は問わない) 数報表(様式6-1) ②就労困難者の就業支援実績報告 書(様式7-2)	以下の中高年者について、対象者別に提案内容を項目ごとに加点す る。上限12点)	中高年者 2点 ひとり親家庭の親 1点 難病患者、がん患者 1点 若年者 1点 外国人 1点 LGBT(性的少數者) 1点 刑会員 1点 その他配慮が必要な就労困難者 1点	・就労困難者の就業支援実施報告書(様式7-3)により、具体的な 支援内容の確認(必要に応じ市のヒヤリング結果を含め)を 行う。 ・就労困難者の就業支援実施報告書(様式7-3)により、具体的な 支援内容の確認(必要に応じ市のヒヤリング結果を含め)を 行う。	
12	③就労困難者の就労支援事業 の取組み		①就労困難者の雇用を実現するための支援体制について 提案内容を評価する。			以下の項目への登録の有無			
90	①福 祉 へ の 配 慮					協力雇用主会への登録 2点 協定就労訓練施設への登録 2点 ユースエール認定 2点			
20	④障害者の雇用率		①常雇用労働者が43.5人以上の事業者 障害者雇用状況報告書(公井健業安定所)にて、「令和元 年から令和3年までの各6月1日現在ににおける障害者雇 用の3年間の平均値(小数点2位未満四捨五入)」を評 価する。 ②常雇用労働者数(年次報告書(様式6-1))と「令和元年から令 和3年までの各6月1日現在ににおける障害者雇用の3 年間の平均値(小数点2位未満四捨五入)」を評価す る。 ※常雇用労働者数が43.5人未満の事業者 障害者雇用状況報告書(様式6-1-1)にて「令和元年か ら令和3年までの各6月1日現在ににおける障害者雇用の3 年間の平均値(小数点2位未満四捨五入)」を評価す る。	①常雇用労働者数が43.5人未満の事業者 障害者雇用状況報告書(公井 健業安定所)にて、「令和元 年から令和3年までの各6月1日現在ににおける障 害者雇用の3年間の平均値(小数点2位未満四捨五入)」を評 価する。 ②常雇用労働者数(年次報告書(様式6-1))と「令和元年から令 和3年までの各6月1日現在ににおける障害者雇用の3 年間の平均値(小数点2位未満四捨五入)」を評価す る。	①常雇用労働者数が43.5人以上の事業者 障害者雇用状況報告書(公井健業安定所)にて、「令和元 年から令和3年までの各6月1日現在ににおける障 害者雇用の3年間の平均値(小数点2位未満四捨五入)」を評 価する。 ②常雇用労働者数(年次報告書(様式6-1))と「令和元年から令 和3年までの各6月1日現在ににおける障害者雇用の3 年間の平均値(小数点2位未満四捨五入)」を評価す る。	①障害者雇用率の実績を評価する観点から、雇用率は未達成であるが令 和3年障害者雇用状況集計結果(厚生労働省調べ)における実雇用率2. 15%以上(小数点2位未満四捨五入)を配点対象に加え、障害者雇用の実 態を評価する。<20点> ※障害者雇用状況報告書(様式6-1)は0%未満で規定する。 ※平均雇用率が2.15%以上2.30%未満の場合は、評価は2点とする。 ※法定雇用率2.30%の場合は評価は1点とする。 ※法定雇用率2.0%未満の場合は評価は0点とする。 ※法定雇用率が障害者雇用の指標となつてることから、雇用者数は加 点対象としない。			

## 豊中市上下水道局総合評価一般競争入札(令和4年10月3日公告)評価項目、評価点の配分

評価項目		評価点	評価内容	加点方式	履行規定(企画提案内容の担保)方法等		
分類	細分化別点	項目	評価基準	提出書類			
(2)男女への共同配慮	30	①女性の活動推進への取組み	女性の職業生活における支援策の推進に関する法律に基づく、「一般事業主行動計画」の策定または認定を評価する。	下記の取組みを行っていれば加点する(15点)	*提出された書面または写して確認する。 *評価時のみの確認ため、特に担保は不要。		
(2)仕事と子育ての両立への取組み	15	②仕事と子育ての両立への取組み	次世代育成支援対策推進法に基づく、「従業員の仕事と子育てに関する法律」(以下「法律」といいます。)の認定を評価する。	下記の取組みを行っていれば加点する(15点)	*提出された書面または写して確認する。 *評価時のみの確認ため、特に担保は不要。		
(3)環境への配慮	10	①省エネルギー化の取組み	①省エネルギー化を評価する。  (評価項目) 「電気、節約ガス等のエネルギー使用量を原油換算で目標に掲げ、原油換算で評価。 2.再生可能エネルギー導入の実績」	①:男女共同参画への配慮 (伴性6) ②:原生産大田(労働局)への配慮 ③:原生産大田(労働局)への配慮 ④:原生産大田(労働局)への配慮 ⑤:原生産大田(労働局)への配慮 ⑥:原生産大田(労働局)への配慮	①-1:原生産大田(労働局)への配慮 「本邦で使用する労働者数が101人以上の事業者が、「女性の職業生活における活動の推進に関する法律」に基づく「一般事業主行動計画」を策定する場合に、厚生労働大臣が原生産大田(労働局)にその旨を届け出している。」 ①-2:原生産大田(労働局)への配慮 「次世代育成支援対策推進法第12条の規定に基づき、「一般事業主行動計画」を作成し、厚生労働大臣(労働局)にその旨を届け出している。	*提出された書面及び資料等で確認を行う。 *エネルギー供給者(関西電力、大府ガス等)発行の様式原稿等に記載されたものにて確認を行う。 *評価時のみの確認のため、特に担保は不要。	
(4)災害時等の業務体制	10	②異常配慮先行動の取組み	②異常配慮先行動の取組み	①:下記の加点方法により加点する。 <原点> (評価項目) 「内情者や保護者等に対する警戒措置等」 ②:下記の取組みを行っていかなければ加点する。 <最大3点> ①:災害時等における原点 「ZEBの認定」「ZEB Ready」「ZEB Oriented」のいずれかの認定を受けている機器 ②:電気自動車の導入実績 「電気自動車充電設備」「電気自動車充電設備」「電気自動車充電設備」「電気自動車充電設備」「電気自動車充電設備」 ③:再生可能エネルギー導入の実績 「再生可能エネルギー導入」「再生可能エネルギー導入」「再生可能エネルギー導入」「再生可能エネルギー導入」「再生可能エネルギー導入」 ④:企業ルーブリックの取り組み 「企業ルーブリックの取り組み」	①:下記の加点方法により加点する。 <原点> (評価項目) 「原点」×(「入札参加者の提出書類小単位」/「入札参加者の提出書類原点」) ②:下記の取組みを行っていかなければ加点する。 <最大5点> ①:省エネルギー化の取組み 「省エネルギー化の取組み」 ②:電気自動車の導入実績 「電気自動車の導入実績」 ③:再生可能エネルギー導入の実績 「再生可能エネルギー導入」	①-1:原点 「原点」×(「入札参加者の提出書類小単位」/「入札参加者の提出書類原点」) ①-2:下記の取組みを行っていかなければ加点する。 <最大3点> ①:原点 「ZEBの認定」「ZEB Ready」「ZEB Oriented」のいずれかの認定を受けている機器 ②:電気自動車の導入実績 「電気自動車充電設備」「電気自動車充電設備」「電気自動車充電設備」「電気自動車充電設備」「電気自動車充電設備」 ③:再生可能エネルギー導入の実績 「再生可能エネルギー導入」「再生可能エネルギー導入」「再生可能エネルギー導入」「再生可能エネルギー導入」「再生可能エネルギー導入」 ④:企業ルーブリックの取り組み 「企業ルーブリックの取り組み」	*提出された書類及び資料等で確認する。 *評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
4 減点評価 による 扣減等	-20	①入札参加停止又は入れ替え除外措置の有無	公告日から過去3年内に本市又は他行政区分に本店等の設置の取扱いがある場合に、販売・販路の確保や販路を留めおくとの耐震性、災害時の備え等について、決算評議会に取り組んでいる事項を評議會の開催時にかかる年次先行行動を評価する	下記の取組みを行っていれば加点する。 <原点>	①:社会指標が通過文書などを下記の取組みを行っていれば加点する。 ②:内情者や保護者等に対する警戒措置等 ③:内情者や保護者等に対する警戒措置等 ④:内情者や保護者等に対する警戒措置等 ⑤:内情者や保護者等に対する警戒措置等 ⑥:内情者や保護者等に対する警戒措置等	*提出された書類にて確認する。 *評価時のみの確認のため、特に担保は不要。	
3 減点評価 による 扣減等	-25	②契約解除の有無	公告日から過去3年以内に本市から不正又は不実な行為等を受けていたことによる場合に、販売・販路の確保や販路を留めおくとの耐震性、災害時の備え等について、決算評議会に取り組んでいる事項を評議會の開催時にかかる年次先行行動を評価する	①:契約解除の取組み (評価項目) ②:契約解除の取組み (評価項目) ③:契約解除の取組み (評価項目)	①-1:契約解約等の取組み 「契約解約等の取組み」 ①-2:契約解約等の取組み 「契約解約等の取組み」 ①-3:契約解約等の取組み 「契約解約等の取組み」	*提出された書類にて確認する。 *評価時のみの確認のため、特に担保は不要。	
4 減点評価 による 扣減等	-5	③書面での誓約の有無	公告日から過去3年以内に本市から不正又は不実な行為等を受けていたことによる場合に、販売・販路の確保や販路を留めおくとの耐震性、災害時の備え等について、決算評議会にかかる年次先行行動を評価する	①:入札参加停止等の取組み ②:内情者や保護者等に対する警戒措置等 ③:内情者や保護者等に対する警戒措置等	①:入札参加停止等の取組み 「入札参加停止等の取組み」 ②:内情者や保護者等に対する警戒措置等 「内情者や保護者等に対する警戒措置等」 ③:内情者や保護者等に対する警戒措置等	*提出された書類にて確認する。 *評価時のみの確認のため、特に担保は不要。	
合計	500	500					

評価点に差がない場合は、評議會の決定方法

\*総合評価の結果、評価点に差がない二者の者が落選する場合は、くじ引きにより落選候補者を決定する。